

5	県土利用の基本方針	6	利用区分に応じた基本的な方向性	9	計画実現に向けた措置		第5次計画における指標(案)
5-(1)	人口減少・高齢化局面におけるスマートで持続可能な県土利用			9-(1)	人口減少・高齢化局面におけるスマートで持続可能な県土利用		
5-(1)-①	持続可能な都市構造の形成			9-(1)-①	持続可能な都市構造の形成		
	<p>・人口減少の局面で、都市部の人口密度や土地利用の密度を維持しながら、<b>利便性と生産性の高い都市構造</b>を形成</p> <p>・都市地域において、<b>居住や都市機能の集約・再配置やまちの賑わいを高める取組</b>を促進していくとともに、地域公共交通網等により<b>ネットワーク化</b>することで生活の利便性や生産性を高め、インフラの維持管理を効率化</p> <p>・いわゆる「<b>都市のスポンジ化</b>」については、土地利用状況等を分かりやすく情報開示すること等により、市場での利用や<b>マッチングの促進</b>、地域コミュニティによる<b>公共的な用途</b>での使用を検討</p> <p>・郊外部の住宅団地等における<b>高齢者等の生活機能へのアクセスの確保</b>については、高齢者をとりまく環境のバリアフリー化等を進めるとともに、民間事業者等と連携した生活支援サービスの提供の取組等を検討</p> <p>・都市地域における自然環境については、都市機能の集約・再配置の過程で、都市部の貴重な農地や水辺等を保全するとともに、人々が集い、ゆとりと潤いを与える資源として活用</p>	<p>その他 の宅地</p> <p>道路</p> <p>住宅地</p>	<p>・今後、計画的な都市機能の集約と配置を進める中で、市街地再開発による都市空間の高度利用や既成の市街地における低未利用地の活用を進めることにより、業務・研究機能等を集積し、持続可能な都市構造を形成</p> <p>・住みやすいまちづくりに資する都市・市街地内交通の円滑化に向けた道路事業を重点的に推進</p> <p>・本格的な人口減少・高齢社会への対応を図るため、子育て世代や高齢者等の住みやすい質の高い居住環境を形成</p> <p>・既成の市街地内の低未利用地や空き家等の既存ストックを活用しながら、計画的な居住誘導を推進し、森林や農地等の無秩序な土地利用転換を伴う住宅地の開発は抑制</p>	<p>計画実現に向けた措置</p> <p>・<b>都市計画制度</b>の適正な運用</p> <p>・<b>立地適正化計画</b>の策定を促進</p> <p>・<b>地域公共交通網形成計画</b>の策定を促進(両計画の連携)</p> <p>・地域公共交通の維持・確保に向けて、広域的・幹線的なバス路線の確保に向けた支援を行う。</p> <p>・<b>空き地等</b>への対応については、<b>市場における利用、マッチングの促進</b>や<b>地域コミュニティによる活用</b>等について検討</p> <p>・<b>空き家</b>については、市場における流通を促進するため、<b>空き家バンク</b>の活用を促進するとともに、「<b>空き家対策の推進に関する特別措置法</b>」に基づく<b>空き家の実態把握</b>や<b>対策計画の策定</b>を促進し、地域の実情に応じて空き家の利活用や除却を進める</p> <p>・高齢者をとりまく環境の<b>バリアフリー化</b>等を進めるとともに、民間事業者等と連携した<b>生活支援サービスの提供</b>の取組等を検討</p>	<p>第5次計画における指標(案)</p> <p>・DID面積 ・高度利用地区面積 ・立地適正化計画を作成した市町村数</p> <p>・地域公共交通網形成計画を策定した市町村数</p> <p>・補助対象バス路線維持率(5年間)</p> <p>・空き地面積</p> <p>・空き家戸数 ・空き家率 ・空き家対策計画を策定した市町村数 ・空き家バンク制度を運営する市町村数</p> <p>・県が管理する特定道路におけるバリアフリー化延長</p>		
5-(1)-②	農山漁村地域の持続可能性の確保と活性化			9-(1)-②	農山漁村地域の持続可能性の確保と活性化		
	<p>・農山漁村地域において<b>生活機能を集約した拠点の形成</b>の取組を促進するとともに、これらと<b>周辺集落をネットワーク化</b>して、地域の持続可能性を確保</p> <p>・<b>耕作放棄地の増加を抑制</b>するため、地域ぐるみで行う耕作放棄地の<b>再生と発生防止</b>、耕作放棄地等の<b>耕作条件の改善</b>を進めていく</p> <p>・生産者の生産意欲を減退させる<b>有害鳥獣被害への対策</b>については、<b>耕作放棄地対策と一体的</b>に、捕獲、防護、生息環境の管理、地域資源としての有効活用を先進的な事例を参考にしつつ総合的に進めていく</p> <p>・経営感覚と創意工夫にあふれた<b>多様な担い手を育成</b>し、<b>担い手への農地集積</b>を進める</p> <p>・<b>生産性を向上</b>させるため、農地の<b>大区画化</b>や<b>基盤整備</b>、<b>ICT等を活用した農地管理</b>や農業生産の<b>自動化・省力化・精密化</b>を図るための<b>農業のスマート化</b>等を促進</p> <p>・<b>都市・農山漁村交流</b>や<b>6次産業化</b>を進めること等により、その需要を取り込むとともに、輸出の拡大も含め販売力を強化していくことが必要</p> <p>・林業・森林整備についても、<b>生産性を向上</b>させるため、<b>小規模な森林の集約</b>による施業の効率化、森林整備の<b>担い手の育成</b>、林業施業の効率化のための<b>基盤整備</b>、<b>ICT等を活用</b>した林業施業の自動化・省力化、森林資源情報の精度向上及び高度利用等を推進</p>	<p>農用地</p> <p>農用地</p> <p>森林</p>	<p>・農地の荒廃を防止するため、地域ぐるみの耕作放棄地の発生防止・再生活動の促進、担い手への農地集積を進める</p> <p>・ICT等の活用による農業の生産性の向上を進めていく</p> <p>・森林施業の集約化、基盤整備や高性能林業機械の導入等による林業の生産性の向上により、森林の適切な管理を行っていく</p>	<p>計画実現に向けた措置</p> <p>・日常生活を支えるサービスを提供する機能を集約したいわゆる「<b>小さな拠点</b>」を形成し、その拠点と周辺の集落を一体として<b>ネットワーク化</b>(道の駅等の活用など拠点の選定・形成を進めるとともに、<b>地域公共交通網形成計画の活用等</b>による<b>連携</b>も重要)</p> <p>・耕作放棄地の発生を防止するため、地域の共同活動による<b>農地・水路等の保全活動の支援</b>や耕作放棄地等の<b>基盤整備による耕作条件の改善</b>を進めるとともに、<b>担い手による再生・利活用の取組</b>を進める</p> <p>・企業の経営体や集落営農組織等の<b>効率的・安定的な農業経営</b>を行うことのできる<b>担い手の確保・育成</b>を進める</p> <p>・<b>農地中間管理事業の活用</b>や農業委員、農地利用最適化推進委員の活動強化を通じて、<b>人と農地のマッチング</b>を推進</p> <p>・ほ場の大区画化・汎用化や基盤整備を進めるための<b>土地改良事業</b>を推進</p> <p>・農地管理や農業生産の<b>効率化・省力化に資する施設整備や機械の導入</b>、<b>6次産業化に向けた加工機械の導入</b>等を支援</p> <p>・<b>林業の生産性の向上</b>に向けては、<b>森林整備の集約化</b>を図るため森林組合などの林業事業者による<b>森林経営計画の策定</b>を促進</p> <p>・<b>森林整備の低コスト化</b>を図るため<b>高性能林業機械の導入</b>や林道等の<b>路網の整備を支援</b></p> <p>・<b>森林資源情報の精度向上</b>及び<b>高度利用</b>を図るため、<b>森林クラウド等のICTを活用</b>した取組を進めていく</p> <p>・<b>農業等のスマート化</b>に向けて、先端的な自動化・センサー技術等を用いた<b>作業の省力化・精密化</b>を図るため、<b>実証実験</b>や<b>地域への普及の取組</b>を推進</p>	<p>・小さな拠点形成数 ・地域公共交通網形成計画の策定市町村数</p> <p>・農用地区域内における荒廃農地の解消面積</p> <p>・有害鳥獣による農作物被害額</p> <p>・担い手の経営耕地面積が全農用地面積に占める割合</p> <p>・ほ場整備面積</p> <p>・森林経営計画の認定面積(累計)</p> <p>・林道延長</p>		
5-(1)-③	産業の持続的発展と県内外との交流基盤の整備			9-(1)-③	産業の持続的発展と県内外との交流基盤の整備		
	<p>・商工業は本県の持続的な成長を支える大きな役割を担っており、引き続き本県独自の産業資源や地域特性に応じた<b>企業誘致を推進</b></p>	<p>工業用地</p>	<p>・工業は本県の経済成長と雇用の基盤となっており、引き続き、グローバル化や国内の地域間競争に対応するため、既存の産業用地においてはアクセス道路の整備等により、立地競争力の向上を図っていく</p>	<p>計画実現に向けた措置</p> <p>・多様化する国内外の企業ニーズに対応した<b>企業立地の支援制度</b>を充実</p>	<p>・企業立地件数</p>		

5	県土利用の基本方針	6 利用区分に応じた基本的な方向性	9 計画実現に向けた措置	第5次計画における指標(案)
	<p>・高度な研究拠点と特色ある産業集積が存在する優位性を活かした<b>産業間、産学官連携</b>の促進、<b>AI・IoTなどの新たな技術の活用</b>等により、<b>産業の競争力の強化</b>を進めていく</p> <p>・県内外の<b>交流人口の増加</b>や<b>物流機能向上</b>による地域活性化や<b>新たな企業立地</b>等を図るため、<b>広域的な幹線道路ネットワーク</b>や市街地内交通の円滑化を図るための道路の整備、安全で快適な通行空間の確保等を進めていく</p> <p>・<b>成田空港の利活用</b>については、更なる機能強化の進捗を踏まえつつ、平成30年3月に策定された成田空港周辺の地域づくりに関する「基本プラン」に基づき、空港の波及効果を周辺地域が享受できる<b>広域的な地域づくり</b>を進めていく</p>	<p>工業用地 ・企業の多様な立地ニーズに対応した産業用地の確保のあり方について関係市町村と連携を図りながら、検討を進めていく</p> <p>工業用地 ・本県独自の産業資源や地域特性を活かした企業誘致を推進し、産学官連携によるイノベーションが生まれやすい環境づくりを推進</p> <p>工業用地 ・AI・IoT等の新たな科学技術を活用した生産性の向上やイノベーションの促進を図っていく</p> <p>道路 ・一般道路は、県内外の移動・交流・物流を促進することを通じて、産業・経済・文化の発展に欠かすことのできない社会資本であり、県土の有効利用を促進するネットワークとして重要な役割を果たしていることから、広域的な幹線道路から生活に身近な生活道路まで体系的に整備する必要</p>	<p>・<b>企業誘致セミナー</b>等の様々な機会を活用した本県の持つ<b>立地優位性を発信</b>することで、本県の産業資源や地域特性を活かした<b>戦略的な企業誘致</b>を進める</p> <p>・企業の中核を担う<b>本社機能</b>、新たな技術革新をもたらす<b>研究所</b>、製造業の<b>工場等の誘致</b>、立地企業の競争力強化のための<b>再投資支援</b>を行う</p> <p>・産業のイノベーションや生産性の向上を図るため、<b>企業間、企業及び大学間のマッチング</b>や<b>ネットワーク形成</b>、<b>AI・IoT技術等の活用に関する実証実験</b>を通じた事業者の<b>スマート化</b>を促進</p> <p>・成長のポテンシャルの高い圏央道やアクアラインなど充実した交通インフラを背景に<b>立地優位性が高まる地域</b>への<b>工業団地の整備</b>及び<b>企業誘致</b>を進める</p> <p>・人口減少等により増加している<b>空き公共施設への企業誘致</b>を推進</p> <p>・更なる県内外との交流・連携機能の強化を図るため、<b>高規格幹線道路等の整備</b>を促進し、<b>国道及び県道のバイパス整備</b>や<b>現道の拡幅事業</b>、<b>観光地へのアクセスを強化する道路整備</b>等を推進</p> <p>・都市内交通の円滑化を図るため、渋滞の軽減と市街地の一体化を図るための<b>連続立体交差事業</b>や市街地交通の円滑化を図る道路整備等を推進</p> <p>・成田空港については、更なる機能強化の動向を踏まえながら、本空港の利用拡大を進めるとともにその波及効果を周辺地域が享受できる<b>広域的な地域づくり</b>と<b>全県の経済活性化につなげる取組</b>を進めていく</p>	<p>・空き公共施設への企業立地件数</p> <p>・高規格幹線道路整備率</p> <p>・国道、県道の改良後供用延長</p> <p>・連続立体交差事業完了延長</p>
5-(1)-④	<p>所有者不明土地の増加への対応</p> <p>・<b>所有者不明土地の発生防止、円滑な利用</b>に向けた取組を進める</p>		<p>9-(1)-④ 所有者不明土地の増加への対応</p> <p>・所有者の特定が難しい土地の発生を防止するためには、所有者の<b>相続登記</b>を促していくことが重要</p> <p>・所有者の高齢化や世代交代が懸念される森林については、<b>林地台帳の整備</b>を促進</p> <p>・<b>公共事業に関する所有者不明土地の利活用</b>については、<b>財産管理制度等の活用による用地取得</b>を進めていく</p> <p>・今後の国における<b>所有者不明土地に関する制度改革等の動き</b>も見据えながら、当該事業の目的・内容、当該所有者不明土地の所在、規模、土地利用の経緯と現状、周辺の土地利用の状況等の実態に即して、所有者不明土地の有効活用を進めていく</p>	<p>・土地収用法の特例制度による知事裁定件数</p>
5-(2)	<p>県民の営みとともに在る自然環境・景観の保全・再生</p>		<p>9-(2) 県民の営みとともに在る自然環境・景観の保全・再生</p>	
5-(2)-①	<p>暮らしと交わる自然環境の保全・再生</p>		<p>9-(2)-① 暮らしと交わる自然環境の保全・再生</p>	
	<p>・森林、農地、湖沼、沿岸域等の<b>自然環境</b>及びこれらの環境に存在する<b>生物多様性の保全・再生</b>の取組を推進</p> <p>・<b>希少な野生生物の保護対策</b>や生態系に影響を与える<b>外来種対策</b>を進めていく</p> <p>・<b>都市部の農地</b>については、生産性の高い園芸や畑作等の都市農業の基盤であり、防災、農業体験・交流の場、国土・環境の保全等の機能を発揮し、良好な景観の形成を通して都市の生活環境の向上にも資することから<b>保全</b>を進めていく</p> <p>・都市における雨水の貯留・かん養の推進や農地、森林の適切な管理等により、<b>健全な水循環の維持又は回復</b>を図る</p> <p>・<b>太陽光発電施設</b>の設置については、再生可能エネルギーの活用に資するものであり導入を促進していくことは重要。一方、これらの施設の設置は森林の減少の一因となるなど自然環境の悪化の要因ともなっており、<b>自然環境や生活環境への配慮とのバランスを考慮しながら導入</b>を進めていく必要がある</p>	<p>農用地 ・貴重な農地の保全及び無秩序な市街化を防ぐために、農地転用許可制度や農業振興地域制度の適正な運用を図っていく</p> <p>森林 ・林地開発許可制度の適正な運用による森林保全を進める</p> <p>原野 ・原野の中には、植物の自生、野生動物の生息地等として貴重な自然環境を形成しているものもことから、地域の実情に即して保全を促進</p> <p>水面・河川・水路 ・生態系の保全、親水、防災等の機能も有している水路は近年老朽化が進んでいることから、環境との調和に配慮しながら水路の維持管理・更新を図っていく</p> <p>その他 ・沿岸域については、漁業、レクリエーションの場として利用されるときも、豊かな自然環境も有していることから、総合的な秩序ある利用を図る</p> <p>農用地 ・都市部の農地については、農産物の供給、良好な景観の形成、防災機能など、都市農業の基盤として多様な機能を発揮している。農業体験・交流の場等としても活用を促進することで、都市住民の農業への関心・理解の醸成を図る場として活用していく</p> <p>水面・河川・水路 ・印旛沼、手賀沼については、未だに環境基準を達成しておらず、引き続き、多様な主体の連携により水質浄化、健全な水循環の回復に向けた取組を推進</p>	<p>・<b>農地転用許可制度</b>、<b>林地開発許可制度</b>や<b>保安林制度</b>等の適正な運用を進める</p> <p>・美しい景観を有する<b>自然公園</b>や優れた自然林や希少な野生動植物が生息・生育している<b>自然環境保全地域などの保全</b>等を進める</p> <p>・市の生活環境を向上させる農地や緑地、水辺については、その適正な保全を図るとともに、野生生物の生息環境に配慮した<b>ネットワークづくり</b>を進めていく</p> <p>・<b>希少な動植物の保護・増殖</b>に取組むとともに、生態系への悪影響を及ぼす<b>外来生物の集中的な防除</b>を行っていく</p> <p>・<b>里地・里山の保全</b>を進めるため、地域課題に取り組む<b>里山活動団体の支援</b>、<b>里山活動の地域連携</b>、<b>里山資源の有効活用</b>等を促進</p> <p>・近年被害が拡大している<b>森林病虫害の防除</b>及び<b>被害林の再生</b>、土砂採取地や残土等の埋立地における<b>森林再生や緑化</b>に係る技術の普及を図る</p> <p>・閉鎖性水域である湖沼等の<b>水質を改善</b>するため、生活・工場排水等の汚濁物質の削減等を行うとともに、引き続き、貴重な自然環境を形成している<b>三番瀬の再生・保全</b>に向けて県民の理解を深めるための広報活動等を進めていく</p> <p>・<b>太陽光発電施設</b>等の設置については、事業計画策定に係るガイドラインの周知等の方策により、土地の選定、設計、施工等に当たり、<b>周辺の自然環境、生活環境に配慮した取組</b>を促していく</p>	<p>・農地転用面積</p> <p>・農振農用地区域面積</p> <p>・森林法に基づく開発許可 事業実施中案件件数、面積</p> <p>・森林法に基づく開発許可件数、面積(単年度)</p> <p>・森林法に基づく開発許可(転用)等面積</p> <p>・保安林指定面積</p> <p>・自然公園面積</p> <p>・自然環境保全地域等面積</p> <p>・里山活動協定認定件数、参加団体・企業数</p> <p>・生産緑地面積</p> <p>・被害森林の再生面積(累計)</p> <p>・水質環境基準達成率(河川・湖沼・海域)</p> <p>・印旛沼、手賀沼の水質(COD年平均値)</p> <p>・太陽光発電施設運転出力</p>



5	県土利用の基本方針	6	利用区分に応じた基本的な方向性	9	計画実現に向けた措置	第5次計画における指標(案)	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境の劣化とともに耕作放棄地発生要因となっている有害鳥獣被害については、耕作放棄地対策と一体的に対策を推進</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>耕作放棄地の増加の要因ともなっている有害鳥獣被害への対応については、防護、捕獲、資源活用、生息環境管理を一体的に推進するため、生息状況調査や広域的な防護柵の設置を含む市町村による防除・捕獲への支援、房総ジビエなど地域資源としての有効活用等を推進</li> </ul>		
5-(2)-②	<b>県土の恵みに応える資源循環型の県土利用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>県民の生活に恵みをもたらしてきた県土を引き続き持続可能な形で活用するため、資源循環型の県土利用を進めていく</li> <li>引き続き産業廃棄物の不法投棄の抑制・適正処理を推進</li> <li>引き続き建設残土の埋立てによる土壌の汚染防止と崩落事故等の災害発生を防止するため、建設発生土の適正利用を進めていく</li> <li>近年では、建設汚泥等の産業廃棄物を中間処理した再生土等が埋立資材として利用されており、周辺環境への影響や水害・土砂災害の発生の懸念があることから、再生土の適正利用を推進していく</li> <li>本県は豊富なバイオマス資源が存在しており、これらの利活用を推進するとともに、環境への負荷を低減する環境保全型農業を推進することで、健全な物質循環を維持・回復</li> </ul>			5-(2)-②	<b>県土の恵みに応える資源循環型の県土利用</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物の不法投棄量については、減少傾向にあるものの、依然として小規模でゲリラ的な不法投棄が発生しており、引き続き、市町村と連携した監視体制の強化や取り締まりを推進</li> <li>産業廃棄物の適正処理に向けて、排出事業者や処理業者への指導強化に取り組むとともに、ICTを活用した電子 manifests の普及促進、適正処理の体制づくり等を進める</li> <li>建設残土の埋め立てについても、不適正な埋め立てを防止するため、市町村と連携して引き続き監視や指導を適切に実施</li> <li>再生土等の埋め立てによる自然環境や生活環境への影響を防止するため、事業者に対する立入調査や行政指導を行うとともに、新たな規制のあり方を検討</li> <li>多様な地域に豊富に眠るバイオマス資源の利活用を促進</li> <li>本県の貴重な資源である里山については、その資源の有効活用として、保全・整備により発生する間伐材等を活用した薪・炭等の生産や木質バイオマスとしての活用する取組等を促進</li> <li>健全な物質循環の維持・再生に寄与する環境保全型農業に取り組む生産者への支援を行う</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業廃棄物不法投棄の発生量</li> <li>立入検査権付与市町村職員数</li> <li>バイオマス利用率</li> </ul>	
5-(2)-③	<b>歴史、文化、自然等の地域特性に根差した良好な景観の保全・形成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>自然景観に加え、歴史・文化に根差した街並み、ダイナミックな都市景観や臨海部の工場群など多様で、個性的な景観を保全・形成するため、市町村の主体的な取組を支援するとともに、県民等の景観づくりへの参加を促進</li> </ul>	その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>都市の自然環境や生活環境の保全に資するとともに、災害時の避難の拠点としても活用可能な都市公園の整備を推進</li> </ul>	水面・河川・水路 <ul style="list-style-type: none"> <li>都市における河川や遊水池を含む水辺については、まちの生活環境の向上に資するため、景観面へ配慮した事業を推進することで憩いの場として活用</li> </ul>	5-(2)-③	<b>歴史、文化、自然等の地域特性に根差した良好な景観の保全・形成</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>「景観法」に基づく市町村の景観行政団体への移行及び市町村景観計画の策定を支援</li> <li>本県に存在する城下町、寺社、門前町等の歴史的資源を活かすため、いわゆる「歴史まちづくり法」に基づく歴史的風致維持向上計画の策定等を促進</li> <li>市町村と連携しながら特別緑地保全地区の指定等による緑地の保全や都市公園の整備等による緑の創出を推進</li> <li>都市部に存在する河川や遊水池等の水辺空間については、貴重なオープンスペースとして人が集い憩う場所としての活用等も進めていく</li> <li>県の公共事業の施工に当たっては、景観に配慮して事業を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>景観計画策定数・景観行政団体系数</li> <li>景観計画策定区域面積</li> <li>特別緑地保全地区数・面積</li> <li>都市計画区域内人口一人当たり都市公園面積</li> </ul>	
5-(3)	<b>災害リスクを考慮した安全・安心な県土の構築</b>			5-(3)	<b>災害リスクを考慮した安全・安心な県土の構築</b>		
5-(3)-①	<b>ハード対策と災害リスク情報の提供等のソフト対策の適切な連携</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災発生後、津波対策の考え方として示された津波の規模・発生頻度に応じたハード対策とソフト対策の連携、関東・東北豪雨による被害を踏まえて示された水防災意識社会再構築ビジョンは、災害の規模や発生頻度に応じて、ハード施設の整備による対策と災害リスク情報の提供、土地利用誘導、避難等のソフト対策を効果的に組み合わせいく方向性が掲げられている。</li> <li>地震・津波、水害、土砂災害による被害を防止・軽減するため、発生頻度の高い規模の災害については施設による防御を基本として、災害からの防御を図るための施設の整備、建築物の耐震化やインフラの防災対策を進めるとともに、老朽化の進むインフラの計画的な維持管理・更新を図っていく</li> <li>整備水準としては、洪水については、1時間当たり50ミリメートル程度の降雨に対応した河川整備を、津波については数十年から百数十年に一度程度来襲が想定される津波を対象に必要な防護施設の整備を進めていく。</li> <li>温水への対応については安定した水資源の確保や水資源の有効利用を推進する。</li> <li>発生頻度は低いものの規模の大きい災害に対しては、分かりやすい災害リスク情報の提供を基本として、災害リスクの低いまちづくり、土地利用の誘導、土地利用規制や災害発生時の的確な避難の促進等を進めていく</li> </ul>	水面・河川・水路 <ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化の進む河川管理施設については、計画的に維持管理・更新を図り、長寿命化を推進</li> </ul>	道路 <ul style="list-style-type: none"> <li>老朽化の進む道路施設については、計画的に維持管理・更新を行い、長寿命化を推進</li> </ul>	水面・河川・水路 <ul style="list-style-type: none"> <li>近年、気候変動に伴う局地的な集中豪雨の頻発、台風の強大化による大規模な洪水の発生も懸念されるため、引き続き河川整備を進めるとともに、水害リスクを分かりやすく情報提供すること等により、水害リスクの低い地域への居住誘導や的確な避難を促進するなどハード整備とソフト対策を一体的に推進</li> </ul>	5-(3)-①	<b>ハード対策と災害リスク情報の提供等のソフト対策の適切な連携</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>地震・津波、水害・土砂災害による被害を防止・軽減するため、住宅・公共建築物や上下水道の耐震化、海岸保全施設の整備や高潮・浸食対策、河川管理施設、雨水貯留浸透施設、砂防関係施設や下水道の整備を進める</li> <li>防災インフラの耐震化、津波対策、液状化対策や橋梁の耐震補強、道路のり面の崩壊防止等のインフラの防災対策を進めていく</li> <li>温水への対応については安定した水資源の確保の促進や雨水・再生水等の多様な水資源の有効利用を推進</li> <li>老朽化の進む道路施設、河川管理施設、海岸保全施設、上下水道、県営住宅等については、各施設の長寿命化計画に基づき、計画的に維持管理・更新を行い、長寿命化を推進</li> <li>施設整備のみで対処できない規模の災害については、ハード整備に加えて、分かりやすい災害リスク情報の提供とこれによる土地利用の誘導・規制や的確な避難の促進を基軸とした多重的な減災対策を進めていく</li> <li>地震被害想定や液状化のしやすさマップの情報提供を行うとともに、津波、高潮、洪水、内水氾濫については、「津波防災地域づくりに関する法律」や「水防法」に基づき、想定し得る最大規模の浸水想定を設定を進める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>防災拠点となる公共施設等の耐震化率</li> <li>道路橋の長寿命化を目的とした計画的な維持修繕の推進(累計)</li> <li>海岸整備率</li> <li>海岸津波対策(整備延長)</li> <li>河川整備率</li> <li>河川津波対策(片岸の整備延長)</li> <li>雨水排水施設整備率</li> <li>利根川水系水資源開発施設の整備事業進捗率</li> </ul>

5	県土利用の基本方針	6	利用区分に応じた基本的な方向性	9	計画実現に向けた措置	第5次計画における指標(案)
					<p>・洪水、内水及び高潮については、これらの事象毎の<b>浸水想定区域を指定</b>していくとともに、津波については、<b>津波災害警戒区域等の指定に向けた検討</b>を進める。また、区域指定を受けた市町村に対して洪水や内水等に係る<b>水害ハザードマップの作成支援</b>を行う</p> <p>・<b>適切な避難行動</b>を促すための市町村への<b>雨量・河川水位情報の的確な提供</b>や「<b>千葉県津波浸水予測システム</b>」の整備を推進</p> <p>・<b>土砂災害</b>への対応については、いわゆる「土砂災害防止法」に基づく<b>基礎調査結果の公表</b>や<b>土砂災害警戒区域等の指定</b>を進めるとともに、「千葉県砂防GIS」を活用した<b>土砂災害ハザードマップの作成支援</b>を行うなど、市町村が行う<b>警戒避難体制の整備を支援</b></p> <p>・このような取組等により、居住地、事業所所在地等の<b>災害リスクの高低の分かりやすい情報提供</b>や<b>土地利用規制、発災時の緊急的な情報の提供</b>等を行うとともに、<b>避難路</b>や<b>避難環境の整備、避難体制の構築</b>等を進めることで、<b>的確かつ迅速な避難行動の促進と安全・安心な避難</b>につなげていくことが重要</p>	<p>・津波災害警戒区域の指定件数</p> <p>・土砂災害警戒区域の指定件数</p>
5-(3)-②	<p><b>迅速な復旧・復興が可能な県土の形成</b></p> <p>・災害による被害が発生したとしても、<b>迅速な復旧・復興</b>が行われるよう、<b>強靱で機能的な県土の構築</b>を進める</p> <p>・<b>行政機能の維持を図るための取組</b>、迅速な救援活動や物資輸送が可能となる<b>緊急輸送道路の整備</b>を進めるとともに、県民生活や経済活動の継続に不可欠な<b>ライフラインを維持するための取組</b>を推進</p>			5-(3)-②	<p><b>迅速な復旧・復興が可能な県土の形成</b></p>	
	<p>・大規模災害の発生時には、迅速かつ確かな対応を図るため、行政機関、ライフライン事業者、物流事業者、交通事業者等の民間事業者と連携して、復旧・復興に向けた取組を推進</p>	<p>道路</p> <p>・県内外の拠点間を結ぶとともに、災害発生時の代替交通ネットワークにもなる広域的な幹線道路ネットワークとこれにアクセスする道路の整備を重点的に推進</p> <p>その他</p> <p>・都市の自然環境や生活環境の保全に資するとともに、災害時の避難の拠点としても活用可能な都市公園の整備を推進</p>	<p>・行政機能の維持に向けて、災害発生時にその機能を喪失することなく、<b>復旧・復興に対応する拠点となる庁舎の整備</b>を進めるとともに、地方公共団体における<b>業務継続計画の策定</b>、防災関係機関との通信が可能な自営の通信手段や情報システム等の整備・維持管理や情報通信手段の多様化、非常用電源の確保等を進める</p> <p>・迅速な救援、支援物資の輸送等が行えるよう、災害時における<b>緊急輸送道路の整備</b>やその代替性の確保及び機能強化のため、<b>高規格幹線道路等の整備</b>を促進するとともに、<b>地域高規格道路</b>や<b>国道・県道</b>の整備を推進</p> <p>・道路ネットワークの早期復旧のための<b>道路啓開計画の策定</b>を推進するとともに、<b>災害業務協定</b>による対応強化や事業者等と連携した<b>支援物資の調達・供給体制の構築</b></p> <p>・災害時の避難場所や救助部隊の活動拠点となり得る<b>道の駅の防災拠点化</b>や避難場所等として活用可能な<b>都市公園の整備</b>を進める</p> <p>・社会経済活動の維持、ライフラインの途絶の防止や迅速な復旧を進めるため、<b>上下水道の耐震化や老朽化の対策、水害対策の推進、応急給水体制を構築</b>するとともに、<b>京葉臨海コンビナートの耐災害性の強化</b>や、非常用発電機や自家発電設備の導入、再生可能エネルギー等の地域における<b>自立・分散型エネルギーの導入の促進</b>、ライフライン事業者等との連携強化等を推進</p>	<p>・市町村の業務継続計画策定率</p> <p>・高規格幹線道路整備率【再掲】</p> <p>・国道、県道の改良後供用延長【再掲】</p> <p>・都市計画区域内人口一人当たり都市公園面積【再掲】</p>		
5-(3)-③	<p><b>自然生態系の有する防災・減災機能の活用</b></p> <p>・<b>ハード整備とソフト対策の連携</b>に加えて、本県に存在する<b>自然生態系の適切なマネジメント</b>を通じて、<b>県土の防災・減災機能を向上</b>させていく</p>			5-(3)-③	<p><b>自然生態系の有する防災・減災機能の活用</b></p>	
		<p>その他</p> <p>・海岸については、津波・高潮等の対策を推進するとともに、良好な景観の形成や保全を図っていく</p>	<p>・農地や森林の県土保全機能の維持を通じた<b>防災・減災機能の向上</b>を図るため、<b>農地・森林の保全・再生のための取組</b>を推進</p> <p>・松くい虫や津波による被害を受けている<b>海岸県有保安林</b>について、津波に対する減災効果をより高める整備を含め、<b>再生・整備</b>を進めていく</p>	<p>・森林整備面積</p> <p>・海岸県有保安林の整備面積(累計)</p>		
5-(4)	<p><b>多様な主体の交流・連携・協働による県土の支え合い</b></p>			5-(4)	<p><b>多様な主体の交流・連携・協働による県土の支え合い</b></p>	
	<p>・無秩序な市街化による都市部の利便性の低下、市街地における空き家・空き地の発生、郊外部の移動困難者の発生、農山漁村地域の持続可能性への懸念など<b>県土の土地利用の密度低下</b>に対応するためには、<b>市町村と県が連携</b>して、中長期的な地域のまちづくりの方向性を踏まえながら、持続可能な土地利用を進めていく必要がある。また、市町村と県のみならず、<b>市町村間、ゾーン間の連携強化</b>を進めていくことも重要である。</p> <p>・空き地・空き家等の<b>低未利用地の活用</b>についても、これらの実態に精通した<b>地域コミュニティ、市民活動団体、利活用のノウハウに通じた事業者等と連携</b>することで、市場を通じた利用の促進や地域の公共的な目的のための活用の方向性等を検討していくことが重要</p> <p>・農山漁村地域の持続可能性を確保していくためには、<b>農地管理</b>や<b>森林整備</b>において、<b>地域住民、市民活動団体、事業者等と連携</b>することが重要になるとともに、<b>都市・農山漁村相互の交流</b>を推進することを通じて、二地域居住、移住・定住につなげていくことで、<b>都市住民の農地や森林の保全への関心の醸成</b>を推進していくことも必要</p> <p>・県土の管理水準の低下を補うためには<b>県、市町村</b>はもちろんのこと、<b>県民、市民活動団体、事業者等が連携</b>して県土を支え合うことが重要</p>	<p>農用地</p> <p>・農用地については、都市・農村交流を図る場として活用を進めていく</p> <p>農用地</p> <p>・都市部の農地については、農産物の供給、良好な景観の形成、防災機能など、都市農業の基盤として多様な機能を発揮している。農作業体験・交流の場等としても活用を促進することで、都市住民の農業への関心・理解の醸成を図る場として活用していく</p> <p>森林</p> <p>・事業者や市民活動団体等による森林整備活動を進めるとともに、都市住民が自然に触れ合う場として森林の活用を進めることで、森林管理・保全への関心・理解の醸成を図るなど、事業者や市民活動団体等の多様な主体の連携により森林の管理・保全を推進</p>	<p>・県土の管理水準が低下する中で、地方公共団体のみならず、<b>県民、市民活動団体、事業者等と連携</b>した県土の支え合いに向けた取組がますます重要となってくる。</p> <p>・<b>市町村</b>においては、<b>県、事業者、地域コミュニティ等との連携</b>を図りながら、都市機能の集約化や生活機能の拠点の形成による地域の持続可能性を確保するため、中長期的な構想の下に土地利用に係る取組を行っていく必要がある。</p> <p>・インフラの維持管理についても、各種インフラの協力団体制度やアダプト制度の活用により、道路、河川、海岸等の維持管理への市民活動団体等の参画の促進を図っていく</p> <p>・<b>農地・森林の保全再生</b>に当たっては、耕作放棄地の発生防止に向けて<b>地域が共同で行う農業関係施設の保全活動、開発事業者への森林の再生・整備に関する技術の普及</b>を進めるとともに、法人の森の活用等による<b>企業による県営林整備への参画</b>、有害鳥獣被害など地域課題の解決に向けた取組を行う<b>里山活動の支援</b>や<b>里山活動団体のネットワーク化、里山活動団体の育成等の支援</b>を行っていく</p> <p>・<b>都市・農山漁村交流</b>による都市住民等の農地や森林等の保全への関心・理解の醸成を図るため、<b>グリーン・ブルーツーリズムの推進、「教育の森」を活用した児童生徒への森林環境教育の推進、「県民の森」を活用した都市住民等の自然体験</b>、都市部の農地を活用した<b>農作業体験・交流</b>等を促進していく</p>	<p>・農村のもつ多面的機能の維持・発揮をはかるために農業者等が共同で取り組む活動面積(累計)</p> <p>・農業水利施設の維持保全整備箇所数</p> <p>・法人の森(県有林)制度による森林整備面積(累計)</p> <p>・里山活動協定認定件数、参加団体・企業数</p> <p>・市民農園面積</p> <p>・教育の森利用者数</p> <p>・県民の森利用者数</p>		